



Q 自転車で通勤中、自動車に追突されました。衝撃はかなりのものでしたが、当時は会社がとても忙しかったので激痛に耐えながら通勤しました。ところが最近、加害者の加入する保険会社から「1日の通院だから、この金額で示談してくれ」と言われました。でも、あんな死ぬような思いをしたのに提示された金額では納得できません。加害者から高額な損害賠償金を取ることはできませんか。

法律
あれこれ

A 交通事故に遭ったら適切な治療を受けることをお勧めします。

①入通院の勧め
交通事故の被害者は加害者

に対して治療費、交通費、入院雑費、休業補償費、慰謝料などの損害賠償請求ができませんが、請求には診断書や診療報酬明細書、タクシーの領収書、休業損害証明書などの証拠が必要で、慰謝料も通院した期間、入院した期間でいくらかと計算されます。従ってあなたが適切に入通院してい

交通事故の損害賠償金

れば結果的に証拠が残り、適てくる可能性があります。衝撃正な損害賠償額が算定できたはずで、しかし、入通院せず会社に出勤すれば、あなたに有利なエックス線写真でもない限り「痛くないから出勤した」と評価されるおそれがあり、その時は高額な賠償金

適切な入通院で証拠を

は望めません。激痛があれば入通院との間に因果関係はな我慢せずに入通院することを勧めます。

②反対のケース

①の例とは逆に、交通事故で軽い衝撃を受けた被害者が、事故を悪用して長期間入院し、多額の賠償金を請求し

入通院との間に因果関係はないと評価されるかもしれません。その場合、加害者側(保険会社)は、病院や被害者に対して入通院再考の手紙を出したり、債務不存在確認の調停や裁判を起したりします。(弁護士 清源万里子)